

情報通信技術が発達した状況下での 倫理規範の有効性

——情報倫理学とリスク社会論の視点から——

萩原 優騎*

I. はじめに

現在、多くの大学の初年次教育の一環として、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の利用に関わる事柄を中心とした「情報倫理教育」もしくはそれに類する名称のものが行われている。このような教育で扱われる内容は、「情報倫理学（information ethics）」の領域に属するものであると、一般には理解されている。情報倫理教育に携わる教員の多くも、おそらくそのような前提で教育内容を組み立てているのではないだろうか。一方、情報倫理教育に携わっている教員は、情報倫理学の研究者ではないということも珍しくない。こうした状況に対して、情報倫理教育の内実やその有効性に関する疑問が情報倫理学の研究者から提起されてきた。しかし、情報倫理学の領域において展開されてきた議論や考察は、問題の所在を十分に明らかにしてきたと言えるだろうか。もちろん、倫理学の観点に限れば、立ち入った考察が多くの先行研究においてなされている。しかし、情報倫理教育、さらには情報倫理学という領域自体がどこまで実効性を有しているのかということ問うために、倫理学の観点からの考察のみで足りると言えるだろうか。また、もしそれらが高い実効性を持ち得ていないとすれば、その理由はどのようなものなのか、その背景にどのような状況が存在するのか。こうした論点をめぐって、さらに問われるべきことがあるように思われる。そのような問いを展開するための枠組みの一つとして、本稿では社会学的な観点を採用する。社会学における「リスク社会（risk society）」に関する議論を参照して、上記の論点を検討することを試みたい。

はじめに、考察の前提となる枠組みとして、情報倫理学とリスク社会論の概要を記す。次に、本稿での問題関心に関わる論点を問う作業にリスク社会論をどのように適用可能なのかということ述べる。情報通信技術が発達した状況を社会学的に論じた

* 東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門准教授

国際基督教大学社会科学研究所研究員・教養学部非常勤講師

先行研究を取り上げ、その内容を検討することによって、情報通信技術についての各種の論点とリスク社会論との関連性を探る。ここでは、情報通信技術の発達に伴う社会の変化の在り方と、専門家と一般の人々との関係が主たる議論の対象となる。続いて、リスク社会において倫理規範は有効であり得るかということを問う。一つは、情報倫理学の観点からのアプローチであり、日常的なモラルと情報通信技術に関わるモラルとの関係に焦点を合わせる。もう一つは、リスク社会論の観点からのアプローチであり、近代化の進展と共に倫理規範が機能しがたくなるという論点を中心に扱う。最後に、以上の検討から見えてきたことを総括し、本稿における考察に基づいて問われるべき今後の課題を記す。

II. 考察の前提となる議論

1. 情報倫理学とは

「情報倫理学」という領域の研究が日本において本格的に展開されるようになったのは、1990年代から2000年代にかけてのことである。情報倫理学に関する研究プロジェクトが立ち上げられ、その研究成果となる論集などが刊行された。海外では、より早い時期から研究が進められてきた。例えば、この領域の主要な研究者として知られるデボラ・G・ジョンソン（Deborah G. Johnson）の著書 *Computer Ethics*（邦題『コンピュータ倫理学』）の初版が刊行されたのは、1985年である。その第3版の邦訳が刊行された2002年に、ジョンソンは「日本語版への序文」で次のように記している。「私が1980年代はじめに『コンピュータ倫理学』を書いたときには、参照すべき書籍も論文もほとんど存在せず、また哲学者によるものは皆無だった。1990年代初頭に第2版のため初版の改訂をはじめたときには、この分野の一般・哲学的文献は大量に生産されていた」。⁽¹⁾ この時期に蓄積された研究が日本にも紹介され、情報倫理学に対する関心が高まっていった。一方、ジョンソンによれば、「実際のところ、1990年代のはじめまでに発展してきたのは、コンピュータ倫理学の文献だけではない。コンピュータと情報技術そのものが、驚異的な進化を遂げたのである。1993年に『コンピュータ倫理学』第2版を改訂し終えたときには、すでに新しい章——インターネットに関する章——を書かねばならないことがはっきりしていた。この章は、『コンピュータ倫理学』第3版での最も重要な加筆だった」。⁽²⁾ つまり、倫理学の議論だけでなく、技術や社会の状況も大きく変化してきたということである。

情報倫理学の定義は、論者によって様々である。情報倫理教育の教材として使われ

ることを想定した書籍では、「インターネット社会（あるいは、情報社会）において、生活者がネットワークを利用して、互いに快適な生活をおくるための規範や規律」といった簡潔な定義が与えられている。⁽³⁾ それに対して、このような定義に懐疑的な立場をとる倫理学者も少なからず見られる。例えば水谷雅彦は、情報をめぐる諸問題に対する批判的な観点を提起する研究活動として、情報倫理学を位置づけている。それは、「現在情報に関する『倫理』の名で通用しようとしている諸々の事柄に対して、その伝道者になるのではなく、あくまで距離をとりつつ、『情報』とは何かといったきわめて基本的な問いさえ射程に入れた考察を加えようという学問的態度」に基づく営みである。⁽⁴⁾ ジョンソンのように、この領域を「情報倫理学」ではなく「コンピュータ倫理学」と称している研究者も存在する。こうした立場の論者は、この二つをほぼ同義のものとして理解している。それは、情報通信技術が現代社会において不可欠なものになっているという理由による。すなわち、「現在では、情報の収集、蓄積、処理、利用、発信といった情報行動の多くは ICT の利用を前提としたものになっており、また、倫理問題としての検討を要する情報行動のほとんどは ICT の利用を伴うものである。そのため、『情報の』倫理と『ICT の』倫理とを異なるものとして考える必要性はなくなってきている」という認識である。⁽⁵⁾

また、情報倫理学と「ネチケット (netiquette)」の区別が重要であるという指摘も多い。情報倫理教育の教材でのネチケットの定義は、「ネットワーク上でのマナー」といった簡潔なものである。⁽⁶⁾ 村田潔によると、「マナーあるいはエチケットはいわゆる行儀作法であり、他者との関わり合い (interaction) の中で生きなければならない、あるいは社会的存在としての人間にとって必要不可欠なものである」が、「倫理とマナーを同列に記述し、情報倫理が取り組むべき内容がマナーあるいはエチケットであるかのような印象を与えることはミスリーディングである」。⁽⁷⁾ そのように言える理由として、村田は四つの点を挙げている。「①情報倫理の対象として取り上げられる問題が、すでに確立されている法、ルールあるいは行儀作法に反するのか、反しないのかを判断する問題に限定され、情報倫理教育が『べからず』教育に終始する。②情報倫理に関わる問題を捉える視点が、日常の個人の行動レベルで、他者とのトラブルをいかに避けるかというものに矮小化される。③倫理問題に対する認識、考察、判断が既存の法、ルール、マナーに従いさえすればよいという形で思考停止される。④倫理問題がマニュアル、あるいはアルゴリズムに従うことによって解決されるという誤解を与える」。⁽⁸⁾

2. リスク社会とは

次に、社会学における「リスク社会」に関する議論のうち、本稿での考察との関連性が深い論点を中心に記述する。「リスク社会」という概念は、ウルリッヒ・ベック (Ulrich Beck) の一連の考察によって広く知られることとなった。ベックは、「産業社会 (industrial society)」との対比でリスク社会を定義した。近代化と共に発展してきた産業社会は、科学技術によって輝かしい未来が約束されているはずだった。ところが、科学技術それ自体が引き起こした諸問題が、危機的な状況をもたらした。そのような状況が、「リスク社会」と呼ばれる。それは、社会的、政治的、個人的リスクが、産業社会における監視や保安のための諸制度から身をかわす傾向にあるような、近代の発達段階である。⁽⁹⁾ つまり、ベックの理解では、産業社会からリスク社会へという変化は、ある時期に突如として生じるわけではない。また、「リスク社会の到来」とベックが表現する事態は、従来の産業社会の諸特徴が全く失われた状況を指しているわけでもない。社会は、一方で相変わらず旧来の産業社会の様式に従って意思決定を行っているが、他方でリスク社会のダイナミズムに起因する論争や対立が、利害集団、法体系、政治領域を覆っていく。⁽¹⁰⁾

リスク社会において、科学技術によって引き起こされた諸問題は、人類の生存を脅かすものであり得る。それゆえ、「科学は自らの生み出した物そのもの、自らの欠陥そして科学が生み出す結果として発生する諸問題と対決しなければならない」。⁽¹¹⁾ この自己言及的な状況とその進行過程を、ベックは「再帰的近代化 (reflexive modernization)」と呼ぶ。ベックの定義では、「再帰性 (reflexivity)」は「省察 (reflection)」と区別されるべきものである。「省察」という概念が近代化における知識の増大や科学原理の適用を意味しているのに対し、「再帰性」とは、近代化の基盤を近代化の帰結と対決させること、つまり、産業社会のシステムの中では対処したり同化したりすることができない結果に自己対決していくことである。⁽¹²⁾ この過程が再帰的な「近代化」と表現されていることから分かるように、ベックはリスク社会の到来を近代の終焉であるとは考えていない。それは、産業社会の変動がその諸前提を解体し、別のモダニティへの道を切り開く、モダニティの徹底化であるという。⁽¹³⁾ また、この事態は資本主義の終焉を意味するわけでもないと、ベックは主張する。産業社会のダイナミズムがそれそのものの基盤を蝕んでいくという事態は、資本主義の危機ではなく、資本主義の勝利こそが新たな社会形態を生み出していく。⁽¹⁴⁾

アンソニー・ギデنز（Anthony Giddens）も、ベックと並んでリスク社会や再帰的近代化について論じている。ギデنزの場合、ベックと同様の概念を使用しているが、主要な議論の対象や強調点は必ずしも一致していない。ベックが指摘するリスク社会の諸特徴についての議論をギデنزも基本的には受け入れているが、再帰的近代化の過程における情報の果たす役割に重きを置いた議論をギデنزが展開している。⁽¹⁵⁾ ギデنزの定義では、再帰的近代化とは、「社会の実際の営みが、まさしくその営みに関して新たに得た情報によってつねに吟味、改善され、その結果、その営み自体の特性を本質的に変えていく」ということである。⁽¹⁶⁾ ギデنزは、この特徴を近代以前の社会との対比で論じる。「伝統的文化では、過去は尊敬の対象であり、また諸々の象徴は、それが幾世代もの経験を内包し、経験を末代に伝えるものであるために尊重されてきた」。⁽¹⁷⁾ 近代以前の社会にも、再帰性は存在していたという。伝統は、「個々の活動や経験をいずれも、過去、現在、未来からなる連続性のなかに挿入していき、代わって時間や空間を、社会の実際の営みの繰り返しによって構造化していく」。⁽¹⁸⁾ ただし、このような機能は、近代以降の社会における再帰性とは異なる。近代以前の社会では、「再帰性は、依然として伝統の再解釈と明確化だけにほぼ限定されており、その結果、時間の尺度においては『未来』よりも『過去』の側により多くの比重が置かれていた」。⁽¹⁹⁾

近代以降の社会においても、もちろん伝統は存在する。しかし、近代においては、「あるしきたりを、それが伝承されてきたものであるという理由だけで是認することはできない」。⁽²⁰⁾ 伝統の拘束力や統制力は弱まり、人々は地域の伝統との結びつきから解き放たれていく。そのことを、ギデنزが「脱埋め込み（disembedding）」と表現する。脱埋め込みとは、「社会関係を相互行為のローカルな脈絡から『引き離し』、自空間の無限の拡がりのなかに再構築すること」である。⁽²¹⁾ 脱埋め込みを遂げた社会では、日常の安定性を保証すると想定できる確固たる基盤は、もはや存在し得ない。確かに近代においても、例えば理性のように、認識や秩序形成の基盤になり得るものが想定されてきた。「理性の主張は、それが伝統という主張にとって代わった際、かつて既存のドグマがもたらした以上の確信性を人びとに一見実感させていった」が、「モダニティの示す再帰性が現実には理性を打破していく」。⁽²²⁾ つまり、理性によって基礎づけられた確実な知識なるものは、再帰的近代化が進行する状況下では想定しがたいというのが、ギデنزの主張である。「モダニティは、再帰的に適用される知識のなかで、またそうした知識をとおして形成されていくが、知識を確信性と同一視するの

は誤りであることが判明していった。われわれが方向感覚を失って生きる世界は、再帰的に適用された知識によって形成されているが、同時にこうした知識の構成要素がいずれも修正を受けないとは決して断言できない世界である」。(23)

Ⅲ. ギデンズの議論の適用例

1. 再帰的近代化と情報通信技術

これまでにウルリッヒ・ベックやアンソニー・ギデンズの議論は、様々な研究領域に適用されてきた。その一つとして、吉田純による先行研究をここでは取り上げてみたい。吉田は、情報通信技術の発達をめぐる考察にギデンズの議論を適用することを試みた。吉田が目にするのは、ギデンズが現状をモダニティの徹底化と捉えていることである。ベックと同様にギデンズも、近代社会の進展の結果として現れたリスク社会という状況を、近代の終焉とは見なさない。「われわれは、ポスト・モダニティという時代に突入しているのではなく、モダニティのもたらした帰結がこれまで以上に徹底化し、普遍化していく時代に移行しようとしている」。(24) 吉田によると、ギデンズの議論を参照することによって、情報通信技術に関わる各種の議論を「『モダニティの徹底化』の帰結として顕在化しつつある思想的アリーナとして読み解くことができる」という。(25) モダニティの徹底化を論じるためのキーワードとして挙げられているのが、先述した「再帰性」や「脱埋め込み」である。「社会関係がローカルな文脈から時間的・空間的に解放され、それらがグローバルに拡大した時空間の中で、情報の再帰的モニタリングによって再構築されていくこの過程において、情報通信技術がきわめて重要な役割を果たしてきた」。(26)

ギデンズの議論を参照して考察を展開するに際して、吉田は「CMC (Computer Mediated Communication) 空間」という概念を導入する。それは、CMC ネットワーク上に出現した社会空間である。(27) 吉田によると、CMC 空間は「近代のさまざまな秩序原理 (規範・価値) がその限界を問われるような空間として立ち現われている」が、「それは、CMC 空間がモダニティからの離脱、近代社会の『外部』であることを意味するのでは必ずしもなく、むしろモダニティの徹底化こそが現出させた社会空間であることを意味している」。(28) このように捉えることの意義を、吉田は次のように強調する。「主としてギデンズの議論に依拠することにより、モダン／ポストモダンという対立軸そのものを相対化し、ポストモダニズムの論点をも近代の再帰的 (reflexive) な自己展開の帰結として捉えなおす」。(29) ただし、この主張は、ギデンズ

らの議論を考察の前提として採用する限りにおいて承認され得るといえよう。「ポストモダン」という観点から考察を展開する論者は、自身の立場がモダニティの徹底化という視点に統合されるというギデنزならびに吉田の主張を、容易には受け入れがたいはずである。その意味で、「モダン／ポストモダン」という対立軸を「再帰的近代化」という観点の採用によって相対化できるという主張を、あらゆる論者が自明の前提として共有することは難しいだろう。

情報通信技術は、ギデنزの議論の中にどのように位置づけることができるのだろうか。近代以降、科学技術が著しく発達して、社会の中で重要な役割を果たすようになった。そのような状況において社会を維持しているのは「専門家システム (expert system)」であると、ギデنزは論じる。「専門家システムとは、われわれが今日暮らしている物質的、社会的環境の広大な領域を体系づける、科学技術上の成果や職業上の専門家知識の体系のことをいう」。⁽³⁰⁾ 先述のように、近代化の過程で従来の伝統は機能しにくくなる。すると、そうした伝統に代わって、社会の秩序や安定性の形成及び維持を図るものが必要になる。そこにおいて機能しているものの一つが、専門家システムであるとされる。専門家システムは、それ自体が脱埋め込みを促進するものであると、ギデنز は主張する。日常において、人々が生活の多くの部分を専門家システムに依拠するようになるにつれて、ローカリティやそこでの人間関係に限定された生活様式は失われていく。このように、専門家システムは社会関係を前後の脈絡の直接性から切り離していくゆえに、脱埋め込みメカニズムとして機能する。⁽³¹⁾ コンピュータの利用によるコミュニケーションをはじめとして、情報通信技術の発達によって実現したことの多くは、まさにその事例であるといえよう。

専門家システムは、現代社会において人々の日常生活に浸透している。多くの人々にとって、専門家システムの機能とそれへの依拠は、日常において自明なものであろう。自明であるということは、人々が日常生活の中では専門家システムやそれへの依拠を改めて意識しない、あるいは意識しなくても済むということである。また、人々は専門家システムについて必ずしも熟知しているわけではないにもかかわらず、それを自明なものとしている。ギデنز は、人々と専門家システムとの関係を、システムへの「信仰」もしくは「信頼」という表現によって説明する。「私は、その人たちのおこなったことがらを『信じて』いる。私の『信仰』は、たとえその人たちの能力を信頼しなければならぬとしても、その人たちにたいしてではなく、その人たちの適用する専門家知識——通常、私が自分では完全に点検できないもの——の信憑性に

置かれている」。⁽³²⁾ 人々は専門的知識を必ずしも有しているわけではないにもかかわらず、それに対する漠然とした信頼を寄せているという。「『信仰』には、専門家システムが通常想定されているとおりに作動するという経験にもとづく、実際の側面がある」。⁽³³⁾ このように、専門家システムが日常において問題なく作動するはずであるという信頼を、ギデンズは「顔の見えないコミットメント (faceless commitment)」と形容する。「顔の見えない」という表現は、専門家個人ではなく、その知識一般に対する信頼であるということを指している。その意味で、専門家システムの別名は「抽象的システム (abstract system)」であるとギデンズは論じる。

2. 専門家システムへの信頼の揺らぎ

専門家システムに対する人々の信頼がどれほど堅固なものになり得るかということは、人々と専門家との関係の在り方次第であると、ギデンズは考える。その関係が生じるのは、専門家システムに責任を負う人間や集団との接点においてであり、ギデンズはこれを「アクセス・ポイント (access point)」と名づけた。⁽³⁴⁾ アクセス・ポイントが果たす役割とは、人々が専門家と出会う場を提供するだけでなく、その出会いを通じて、「顔の見えないコミットメント」を支える「顔の見えるコミットメント (facework commitment)」という関係を構築するということである。「顔の見えるコミットメント」とは、「ともにそこに居合わしている状況のもとで確立する社会的結びつきによって維持されたり、あるいはそうした結びつきのなかに表出される信頼関係のことをいう」。⁽³⁵⁾ この定義からも分かるように、「顔の見えるコミットメント」と表現されているものは、対人関係に基づく信頼であり、専門家システムに対する信頼としての「顔の見えないコミットメント」とは性質が異なる。脱埋め込みを遂げた社会状況における対人関係は、「再埋め込み (reembedding)」されたものとして機能する。「再埋め込み」とは、「脱埋め込みを達成した社会関係が、(いかにローカルな、あるいは一時的なかたちのものであっても) 時間的、空間的に限定された状況のなかで、再度充当利用されたり、作り直されていくことをいう」。⁽³⁶⁾

吉田は二つのコミットメントに関するギデンズの議論を援用して、情報通信技術を論じている。情報通信技術によって社会関係がローカルな文脈から引き離されていくという側面は「脱埋め込み」に、CMC空間において社会関係がローカルな文脈に再接続されてパーソナルな信頼関係が再構築されていくという側面は「再埋め込み」に対応するという。⁽³⁷⁾ ここで吉田は、ギデンズの議論において注目すべき二つの点を

挙げている。第一に、脱埋め込みと再埋め込みは対抗的な関係にあるというよりは相互補完的な過程であり、CMC 空間によって単に既存のコミュニティが破壊されるわけでもなければ、従来のようなコミュニティが再生されるわけでもない。⁽³⁸⁾ 情報通信技術に関する議論では、「コミュニティ」という表現が様々な場面で使われてきたが、無批判にそうした表現を用いることは議論の混乱を招き得ると、吉田は指摘する。この指摘に関連して、第二に、「顔の見えないコミットメント」は「顔の見えるコミットメント」によって補完されるというギデンズの主張は、「コミュニティ」に関する従来の議論を再検討する手がかりになるという。ギデンズの主張を字義通りに理解するならば、「顔の見えるコミットメント」は対面的な関係において可能になるはずのものであるが、従来の言説では、互いの顔が見えない空間においても「顔の見えるコミットメント」が可能であるかのように CMC 空間を論じてきたのであり、その際にしばしば用いられてきたキーワードが「コミュニティ」であった。⁽³⁹⁾ その例として吉田が挙げているのは、「バーチャル・コミュニティ (virtual community)」である。こうした概念を用いた議論では、情報通信技術を用いて成立するとされる「コミュニティ」が肯定的に論じられる傾向にある。

これらの論点を挙げた後、吉田の考察は共同性や公共性をめぐる問いへと向かう。一方、吉田が引用したギデンズの主張には続きがあり、その点に吉田は言及していない。それは、「顔の見えるコミットメント」が「顔の見えないコミットメント」を補完するという状況の安定性が揺らぐという事態である。これは、科学技術の進展によってもたらされた状況としてのリスク社会という、ベックの定義にも重なる。「近代のリスク環境にたいする認識が一般の人びとの間に広く浸透していった結果、人びとは、専門家知識のもつ限界に気づくようになる」。⁽⁴⁰⁾ すなわち、専門家システムに対する人々の信頼は、もはや自明ではなくなる。ギデンズによると、「専門家システムにたいする信頼を支える信仰は、一般の人が専門家知識の主張に直面した際に無知であるという、情報の遮断を必要としている」。⁽⁴¹⁾ しかし、インターネットをはじめとする情報通信技術が発達して人々に普及した状況下では、このような情報の遮断は多くの場面で難しいだろう。そうした状況で起こり得る二つの可能性を、ギデンズは挙げている。第一に、「専門家自身も、実務家のひとりとして知識のすべての分野に精通しているわけではないことを一般の人びとが知れば、その人たちのいづく専門家システムにたいする信仰はぐらついたり、徐々に崩れていくかもしれない」。⁽⁴²⁾ 第二に、より深刻であると考えられるのは、「リスクの全体像を、専門家が十分に認識していな

い状況である。なぜなら、この場合、問題は、専門家知識の限界や欠落だけでなく、そうした不備な点がまさに専門家知識という理念そのものを危うくしていることにもあるからである」。(43)

同様の論点が、情報倫理学の領域において水谷雅彦によって指摘されている。「情報技術に関する倫理的問題の核心には、予測不可能性ということがある。近代科学の知は予測するための知であった。そしてそれは可謬主義を採用することで技術と結びつき、大きな発展をとげた。この場合、理論上の誤りが実験によって修正されるという科学観が、多少の事故があっても、それを繰り返さないように修正を加えれば結果として人類の幸福に貢献するという楽観主義的技術観へとつながっていったといえる」が、「この科学観、技術観が現代においてはもはや通用しない」。(44) これは、専門家システムに対する信頼が自明ではなくなった状況である。これから先に起こり得る出来事について十分に予測したり、その制御を試みたりすることは困難である場合も多い。「確かにコンピュータはシミュレーションを得意とし、それはある種の事故を未然に防ぐことに貢献しているだろう。しかし、それはあくまでバーチャルなシミュレーションであり、現実の世界における実験が不可能だから採用された方法である」。(45) 専門家システムに対する信頼を前提とすることができない状況では、アクセス・ポイントにおける「顔の見えるコミットメント」が「顔の見えないコミットメント」の安定性を維持する役割を常に果たし得るとは限らない。

IV. 道徳の機能不全

1. 倫理に期待される役割とその実情

多くの不確実性を抱えたリスク社会において、専門家システムへの信頼が自明ではなくなるとすれば、科学技術をめぐる社会の意思決定はどのように行われることになるのか。この点に関して、ベックは倫理の果たすべき役割に言及している。リスクを確定する場面においては、近代化の中心となってきた経済、自然科学、技術といった分野で、倫理が再び注目されるという。(46) それぞれの研究領域や行動主体の間での認識や前提の不一致が存在していることは問題であると、ベックは考える。「自然科学と人文科学、常識と専門家の合理性、関心と事実というような相互に対立するものが十分な共生関係に育っていない」のであり、「それぞれの分野で固有の問題として取り扱うこと」や「それぞれの分野の合理的な基準のもとに展開させ固定すること」によってはリスクを確定できないゆえ、「必要なのは、学問分野、市民団体、企業、

行政、政治などの分野間の溝を埋める協力関係」であるという。⁽⁴⁷⁾しかし、こうした変革さえ実現すれば、問題は本当に解決し得るのかということは疑わしい。そして、変革がどのように可能なのかということも、ここでベックの主張では明らかにされていない。また、変革の過程で倫理がどのような役割を果たし得るのかということも、ベックは明言していない。それゆえ、現代社会における倫理の実情とその背景についての考察が必要となる。

高橋久一郎によると、「倫理が対応すべき事柄と情報が比較的コンパクトに限定されている場合には、倫理はきわめて強力な保証である。しかし、現代社会ではそうではない。倫理が対応すべき事柄と情報がそれ自身拡大している」。⁽⁴⁸⁾さらに、リスク社会論において再帰的近代化の進展として論じられていたことと同様の指摘が、次のように述べられている。「われわれの世界は絶えず新たな、そして大量の情報を生み出している。そして、そのことによって逆説的に不確実性を拡大している」。⁽⁴⁹⁾このような状況で、コンピュータをはじめとする情報通信技術が発達しても、根本的な解決に至るとは限らない。「問題は、『要素的なものごと』が、そしてそれについての情報がどのように関係しあっているかについて、その処理に関してあらかじめ決定された手続き、進行があるわけではないことである」。⁽⁵⁰⁾ そうであるならば、倫理や情報通信技術など、いずれかのみにも全面的に依拠した解決策は期待できないことになる。

このような事態に加えて、現代社会における倫理規範の機能不全が進行しているという指摘もある。この点に関して、越智貢は「情報モラル」と「日常モラル」を区別することによって論じている。「情報モラル」とは、「新学習指導要領で、中・高校にはじめて情報教育が課せられた」際に、それに関わるモラルとして学習の対象となったものであり、「日常モラル」とは、「道徳の時間で扱うモラル」であると定義されている。⁽⁵¹⁾ これは、越智が「情報モラル」という表現の成立過程を調べた上で与えた定義である。「情報モラルとは何かについて、公的な資料から厳密な理解は得られない」が、「情報モラルという標語とともに言及されていることがらには、すべてこれまで『情報倫理』という言葉で問題にされてきたものばかりである」という。⁽⁵²⁾ 以上を確認した上で、日常モラルとの対比で情報倫理／情報モラルの特徴が挙げられている。「人間性が問題にされているのではなく、行為が問題にされている」、「よい行為を行なうことではなく、悪い行為を行なわないことに関心が向けられている」、「行為の結果のみが問われるのであり、行為の動機は問われない」、「道徳的信条が問われるのではなく、知識や規則とそれに基づいた行為が問われる」、「システムの安全そしてユーザー

の安全が目指すべき価値になる」。⁽⁵³⁾

この対比から、情報モラルと日常モラルの関係についての考察が展開される。その際に導入されるのが、「合理的エゴイスト (rational egoist)」という概念である。これは、「外的サンクションが機能しているとき、彼はモラリストとして振舞うが、それが彼のリスクとして機能しなければ、自己利益が優先し、平然とモラルにもとる行為をする」という人物であり、「彼には良心という内的サンクションの機能はない」。⁽⁵⁴⁾このような人物は、外的サンクションが機能しない条件下では、情報倫理／情報モラルに反する行為に及ぶだろう。逆に、「日常モラル (の理想) がすでに身についている人であれば、情報倫理／情報モラルの要求などはいともたやすく越えることができる」、つまり、「外的サンクションが働きにくい状況にいても、情報倫理／情報モラルにもとる行為をする可能性は低い。たとえ匿名性の誘惑があっても、彼には内的な強制力が働くにちがいないからである」。⁽⁵⁵⁾ そうであるならば、「情報倫理／情報モラルは日常モラルをベースとする二次的モラルだと言ってよいように思われる」が、「だからこそ、情報モラルの実現は容易でないと言えるかもしれない。なぜなら、日常モラルそのものが多くの問題を抱えているからであり、また、日常モラルの理想を目指すはずの道德教育がうまく機能していないとする報告さえ事欠かないからである」。⁽⁵⁶⁾ この指摘に基づくならば、日常モラルの機能不全を背景として、情報倫理／情報モラルも機能しがたい状況が生じているということになる。

2. ルーマンの視点

モラルの機能不全という事態は、なぜ生じたのか。これについては様々な研究領域の視点から検討することが可能であると思われるが、ニクラス・ルーマン (Niklas Luhmann) は本稿の問題関心であるリスク社会との関連で考察している。ルーマンの見解では、近代以前の社会においては道德が効力を発揮していた。そこでは、「高道德と民衆道德」、「中心と周辺」といった階層的な秩序が自明なものとして存在していたが、近代の機能分化 (functional differentiation) した社会への移行の過程で、この秩序が破砕されてしまった。⁽⁵⁷⁾ それぞれの領域は各種の機能に特化したシステムとして分化していったのであり、自らとは異なる機能をも同時に担う可能性は排除される。もちろん、近代以降においても道德という領域は存在するのであり、社会の中で一定の役割を果たしてきた、あるいは果たすことが期待されてきた。しかし、ルーマンによると、道德は「部分システムとしては分出しえないのである。道德の機能は

そうなるには深く入り込みすぎている。一つの社会システムにとって特別な保護育成を受けえないほど、社会システムの形成の過程と濃密に混ざり合っているのである」。(58) このような道徳の特徴について、ルーマンは以下のようにも表現している。「あらゆる状況が道徳的に評価されうるとしても、当の状況が道徳的にのみ評価されうるといふことにはならない」のであり、道徳は「特殊なシステム形成と作動上の技術化を介して分出しうる、というわけにはいかない。したがって、他の社会システムと並ぶ、道徳のための一つの社会システムが存在するというにもならないのである」。(59) これは、道徳が今日の社会で果たしている役割が限られていることを示している。つまり、社会を「今日においてもなお道徳を通して統合されているものとして記述するのは、困難になる」のであり、「さまざまな機能システムの価値は、道徳的価値ではない」。(60) それぞれのシステムの作動は固有なものであり、それが道徳によって根拠づけられたり、統御されたりしているわけではないということである。

ルーマンの定義では、道徳とは「尊敬ないし軽蔑を示唆しつつ営まれる特別な種類のコミュニケーション」であり、そこにおいて「問題とされるのはコミュニケーションへの関与者として評価される限りでの、人格全体」である。(61) 一方、倫理学とは「道徳の記述」であり、「18世紀に至るまで、自然＝本性の規範的・合理的な特殊領域の記述として設定されてきた」が、18世紀の終わりに「道徳の反省理論たれ」という要求に応えようとする倫理学が形成されるに至ったという。(62) しかし、そのような倫理学の実効性は現代社会においては疑わしいと、ルーマンは考える。「テクノロジーによって代替選択肢が拡張される結果、リスクな決定を回避することも同様にリスクであるような決定状況が広がっていく」。(63) つまり、ある決定を行うことだけでなく、それを行わないことも、一つのリスクになり得る。そのような状況では、意思決定の場面で倫理的な判断が用いられたとしても、それは決定に対する確実な根拠を提供するものにはなりがたい。さらに、倫理的な判断そのものの不確実性も増大していることが、情報倫理学において指摘されている。すなわち、「倫理が『べき』の範囲を確定することによって、同時に、広い意味での自由の範囲を確定する」が、「こうした自由の範囲は現代におけるような情報の不完全性においては、それ自身不確定なものとならざるを得ない。それに伴って倫理は、ある意味で暫定的なものとならざるを得ない」。(64)

また、リスクをめぐる意思決定の特徴も、この論点を考察する上で重要である。ルーマンは、「リスク」と「危険 (danger)」を区別することを提唱する。「リスクという

語が用いられるのは、将来生じる何らかの損害が、自身の決定に帰される場合」であり、「それに対して危険において問題となるのは、外から来る損害である」。⁽⁶⁵⁾ この区別は、「決定者 (decision makers)」と「被決定者 (those affected)」の違いとして言い表すこともできる。「決定者のリスク・パースペクティブと被影響者の危険パースペクティブの差異は、コンフリクトへの新たな契機となっている」のであり、「相互に大きく乖離しているため、それらが一つのカテゴリーへと、まして一つのグループや一つの社会システムへとまとめられることなどありえない」。⁽⁶⁶⁾ 自身が決定に関与できるかどうか、あるいは、自身を決定者と被影響者のどちらに位置づけるかによって、物事に対する認識は全く異なる。一方にとっては許容可能なリスクが、他方にとっては致命的な危険として認知され得る。そして、決定者／被影響者という裂け目は、倫理そのものによっては架橋できない。⁽⁶⁷⁾ 倫理的な判断を用いた意思決定への参加及びその結果も、決定者／被影響者という裂け目の問題を解消するわけではない。むしろ、「こうした参加によって、結果的に何らかの決定にいたったとしても、その決定の結果には、[参加がなされなかったときとは]別なかたちでのメリット・デメリットが、周知ないし未知の、あるいは確実ないし不確実なメリット・デメリットが、ともなわれるかもしれない。こうして [被影響者が決定者側に就き、共にリスクに直面したことで] リスクがずれていった場合、またあらためて参加に助けを乞わざるをえなくなるだろう」。⁽⁶⁸⁾

V. おわりに

以上において、情報通信技術が発達した状況とそこでの倫理学の実情及び課題について、「リスク社会」という観点から検討することを試みた。このような観点からの検討には、どのような意義があると言えるだろうか。第一に、情報倫理教育や情報倫理学の実効性を問うためには、その背景となる社会状況の分析が必要であり、「リスク社会」についての社会的な観点は、この作業に適した枠組みを提供し得る。こうした枠組みを活用することで、問題の所在や今後の課題がより明確になるはずである。第二に、従来は情報倫理学において個別に論じられてきた様々な事柄を「リスク社会」という観点から捉え直すならば、それらを一つの文脈の中に位置づけて統一的に把握することができる。このようにして、議論相互の関連性を検討したり、それぞれの議論の共通性や違いを掘り下げたりといったことも可能になる。こうした営みは、それぞれの議論の諸前提を批判的に問い直すことにもつながる。もちろん、リスク社会に

ついでに定義や主張及び議論の力点の置き方は、それぞれの論者によって大きく異なる。しかし、そのいずれも、「リスク社会」という状況の異なる側面やそこで考慮されなければならない事柄を言い当てている。

最後に、本稿では検討できなかったことを記しておきたい。一つは、情報倫理教育や情報倫理学が実効的であることが困難とされる状況についての社会学的な分析を、具体的な実践においてどのように活用し得るのかという問いである。この問いは、情報倫理教育や情報倫理学の営みを今後どのように展開すべきであるかということ考察の上で重要であろう。もう一つは、本稿で扱った内容の多くは、ある程度の近代化を遂げた先進諸国の状況を主に前提としているはずであり、この議論をどこまで一般化し得るのかという問題である。近代化の在り方や進行過程が一様ではないならば、議論の安易な一般化は適切ではないだろう。この論点に関連して、ウルリッヒ・ベックは自身がこれまで展開してきた再帰的近代化論はヨーロッパの近代社会を前提としていたという点を批判して、その問い直しを試みた。「私は、再帰的近代化の過程は実際に普遍的であり、つまり産業主義的近代化の制度を変更する副作用が多様なかたちで観察されうると、主張する。私は逆に、再帰的近代化の過程は、あらゆる場所で、同じやり方で生じ、そして同じ結果を生んでいるとは主張しない。まったくその反対だ。すなわち、再帰的近代化の過程は、歴史的・経験的にきわめて偶有性をもっている」。⁽⁶⁹⁾ リスク社会の再帰的な変化はグローバルな現象であるが、その過程や結果は多様であり得るということである。この問題は、本稿において扱った情報通信技術や情報倫理学に関わる各種の論点にも該当し得るはずであり、これらの問題を考察する際にも視野に入れる必要があると考える。以上の課題については、稿を改めて検討しなければならない。

注

- (1) Johnson、10 頁 「日本語版への序文」は原著には存在しないため、邦訳からの引用ページのみを記す。
- (2) 同上
- (3) 情報教育学研究会 (IEC) 情報倫理教育研究グループ編、iv 頁
- (4) 水谷 (2003a)、ii 頁 情報倫理教育に見られる傾向に懐疑的であることの理由を、水谷は以下のように述べている。情報倫理教育の入門書は、「そのほとんどは『情報化社会で被害者にも加害者にもならないために』という標語に象徴されるような『コンピュータ使用における「べからず集」』とでも呼べるものである。そこには、すでに存在しているものとしての『情報化社会』を上手に泳ぐための手引きはあっても、それを将来にわたってどのようなものとしてデザインしていくべきかという問題意識は希薄である」[水谷 (2003b)、157 頁]。
- (5) 村田、10 頁 本稿では紙数の関係で詳しく論じることができないが、情報倫理学と従来の倫理学は異なるのか、もし異なるのであればその違いは何なのかということも、繰り返し問われてきた。例えばジョンソンは、「コンピュータと情報技術を取り巻く倫理的問題は伝統的な倫理的問題の変種だと理解されうる」、すなわち、「コンピュータと情報技術の存在によって、しばしば、問題が新しいひねり (新しい特徴、新しい可能性) を伴って生じてくる。こうした新しい特徴や新しい可能性が現れることによって、何らかの解釈、修正、制限なしに伝統的な道徳的概念に依拠することは難しくなる」と述べている [Johnson, pp.16-17 (邦訳 23 頁)]。これに対し、ジョンソンと並んで初期からコンピュータ倫理学の意義を唱えてきたジェームス・H・ムーア (James H. Moor) は、この見解は不適切であると批判する。ムーアによると、コンピュータ倫理学における諸問題によって生じた概念的な不確実性は、特定の状況に対する理解だけでなく、適用される倫理的、法的なカテゴリーにも影響を及ぼす [Moor, p.17]。その例としてムーアが挙げるのは、「プライバシー (privacy)」や「著作権 (copyright)」といった概念が、時代状況の変化の影響を受けてきたということである。生物学において新種の発見が分類に影響を及ぼすのと同じように、情報をめぐる状況が変化するに伴い、「プライバシー」や「著作権」といった概念が意味するものも変化するという [Ibid.]。
- (6) 情報教育学研究会 (IEC) 情報倫理教育研究グループ編、108 頁
- (7) 村田、4 頁
- (8) 同上 この指摘は、先述した水谷の問題意識と重なる部分が多い。
- (9) Beck, Giddens & Lash, p.5 (邦訳 16 頁)
- (10) Ibid. (邦訳 17 頁)
- (11) Beck, S.254 (邦訳 317-318 頁)
- (12) Beck, Giddens & Lash, p.6 (邦訳 18 頁) ただし、こうした布置連関が省察の対象になるということは、省察を欠いた条件反射的な移行メカニズムを必ずしも不明瞭にしてはいないと、ベックは付言している [Ibid. (邦訳同上)]。むしろ、「脅威の予見不可能性の認識は、社会的凝集性の基盤にたいする自己省察と、世間一般の通念と『合理性』の基盤にたいする検討、吟味を余儀なくしている。社会は、みずからをリスク社会として概念把握するなかで、(狭い意味で) 再帰的になる。つまり、社会は、その社会そのものにとって主題なり課題となっていくのである」[Ibid., p.8 (邦訳 22 頁)]。

- (13) *Ibid.*, p.3 (邦訳 13 頁)
- (14) *Ibid.*, p.2 (邦訳 12 頁)
- (15) ここでギデنزの議論と対比しているのは、それと同じ時期になされたベックの考察である。後年、ベックもインターネットを利用したコミュニケーションやその効果及び影響について積極的に論じているが、本稿では 1980 年代から 1990 年代にかけての議論のみを扱う。その理由は、ギデنزの主張を情報通信技術に関する検討に適用した後述の先行研究における考察が、この時期の議論を引用して組み立てられているからである。
- (16) Giddens, p.38 (邦訳 55 頁)
- (17) *Ibid.*, p.37 (邦訳 54 頁)
- (18) *Ibid.* (邦訳同上)
- (19) *Ibid.*, pp.37-38 (邦訳 54-55 頁)
- (20) *Ibid.*, p.38 (邦訳 55 頁)
- (21) *Ibid.*, p.21 (邦訳 35-36 頁)
- (22) *Ibid.*, p.39 (邦訳 56 頁)
- (23) *Ibid.* (邦訳 56-57 頁)
- (24) *Ibid.*, p.3 (邦訳 15 頁) ここでギデنزは、ポスト・モダニティと呼ばれる状況を以下のように定義している。「ポスト・モダニティという状況は、『壮大な物語』——われわれが、動かしがたい過去と予測可能な未来を担った存在として歴史のなかに身を置く際の手段となる、そうしたすべてを包摂する『物語の筋』——の消散を、その際立った特徴にしている」[*Ibid.*, p.2 (邦訳 14 頁)]。
- (25) 吉田、66 頁
- (26) 同上、73-74 頁 例えば、貨幣がコンピュータ・ネットワーク上を流通し得るものになったこと、情報通信技術の社会基盤への浸透、政治システムや経済システムの再生産において情報の収集や管理による再帰的モニタリングのプロセスが効率化及び自動化されつつあることなどである [同上、74 頁]。
- (27) 同上、66 頁
- (28) 同上
- (29) 同上、82 頁
- (30) Giddens, p.27 (邦訳 42 頁)
- (31) *Ibid.*, p.28 (邦訳 43 頁)
- (32) *Ibid.*, pp.27-28 (邦訳 43 頁)
- (33) *Ibid.*, p.29 (邦訳 44 頁)
- (34) *Ibid.*, p.83 (邦訳 106-107 頁)
- (35) *Ibid.*, p.80 (邦訳 102 頁)
- (36) *Ibid.*, pp.79-80 (邦訳同上)
- (37) 吉田、74 頁
- (38) 同上、75 頁 「CMC 空間がどのような意味をもった空間として立ち現れてくるかは、つねにそのつどの社会的文脈に依存しており、その意味で流動的なのである」と吉田は述べている [同上]。
- (39) 同上
- (40) Giddens, p.130 (邦訳 162 頁)

- (41) *Ibid.* (邦訳同上) 専門家が専門的に、客観的に、拘束力のある形でリスクを「認定」し、人々はリスクを「知覚」ということであると、ベックはこの事態を表現する [Beck, S.76 (邦訳 89 頁)]。つまり、リスクに関する定義や位置づけが、専門家によってのみなされるべきであるという前提が、そこには存在しているという指摘である。
- (42) Giddens, p.130 (邦訳 162 頁)
- (43) *Ibid.*, p.131 (邦訳 163 頁)
- (44) 水谷 (2003b)、22-23 頁
- (45) 同上、23 頁
- (46) Beck, S.37 (邦訳 38 頁)
- (47) *ibid.*, S.37-38 (邦訳 38-39 頁)
- (48) 高橋、61 頁
- (49) 同上
- (50) 同上、62 頁
- (51) 越智、188-189 頁 越智は、日本において「情報モラル」という和製英語が教育の一環として導入された経緯を論じ、以下のように述べている。「少なくとも、新学習指導要領が公示される前に、一般に流通している用語ではなかった。この点で、現在広く使用されている『情報倫理』という言葉とは違っている。情報倫理もけっして一義的に用いられているわけではないが、もともと『インフォメーション・エシックス』の訳語として定着した言葉であり、それなりの意味と歴史をもっている」 [同上、192 頁]。
- (52) 同上、193-194 頁
- (53) 同上、197-199 頁 「知識や規則とそれに基づいた行為が問われる」という点については、次のように表現することもできる。現代社会では、「情報の収集が道徳性の必要条件になりつつある」のであり、「情報モラルの教育が必要とされるのは、情報化に伴い必要になる知識の不足がモラルの欠如とみなされることになるからである」 [坪井、190 頁]。
- (54) 越智、207 頁
- (55) 同上、209-210 頁
- (56) 同上、210 頁
- (57) Luhmann (2008), S.155 (邦訳 153 頁)
- (58) *ibid.* S.154 (邦訳 152 頁)
- (59) *ibid.* S.116-117 (邦訳 115 頁)
- (60) *ibid.* S.166-167 (邦訳 166 頁)
- (61) *ibid.* S.256-257 (邦訳 266 頁)
- (62) *ibid.* S.257 (邦訳 267 頁)
- (63) *ibid.* S.367 (邦訳 304 頁)
- (64) 高橋、63 頁 リスクに関わる問題に対して、「責任をもって行為すること」が倫理的な観点から推奨されがちであるが、「行為の帰結が知られていない点がまさに問題となっているときに、これはいかにして可能なのだろうか」とルーマンは問題提起している [Luhmann (2003), S.170 (邦訳 184 頁)]。
- (65) Luhmann (2008), S.350 (邦訳 284 頁)
- (66) *ibid.* S.352-353 (邦訳 286-287 頁) 高橋も、このことを情報倫理学の文脈で論じている。それは、

「情報を有している側に選択の余地が生じ、非対称的な形で判断がなされる」という「情報の『局在』『落差』」の問題であるという [高橋、62 頁]。

(67) Luhmann (2003), S.171 (邦訳 185 頁)

(68) ebd., S.164 (邦訳 178 頁)

(69) ベック、20 頁

参考文献

Beck, Ulrich. *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp, 1986. (東廉／伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局、1998 年。)

ウルリッヒ・ベック「個人化の多様性——ヨーロッパの視座と東アジアの視座」、ウルリッヒ・ベック／鈴木宗徳／伊藤美登里編『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』岩波書店、2011 年。

Beck, Ulrich, Anthony Giddens & Scott Lash. *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity, 1994. (松尾精文／小幡正敏／叶堂隆三訳『再帰的近代化——近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房、1997 年。)

Giddens, Anthony. *The Consequences of Modernity*, Stanford University Press, 1990. (松尾精文／小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か？——モダニティの帰結』而立書房、1993 年。)

Johnson, Deborah G. *Computer Ethics* (3rd edition), Prentice Hall, 2001. (水谷雅彦／江口聡監訳『コンピュータ倫理学』オーム社、2002 年。)

情報教育学研究会 (IEC) 情報倫理教育研究グループ編『インターネットの光と影 Ver.6——被害者・加害者にならないための情報倫理入門』北大路書房、2018 年。

Luhmann, Niklas. *Soziologie des Risikos*, Walter de Gruyter, 2003. (小松丈晃訳『リスクの社会学』新泉社、2014 年。)

Luhmann, Niklas. *Die Moral der Gesellschaft*, Suhrkamp, 2008. (馬場靖雄訳『社会の道徳』勁草書房、2015 年。)

水谷雅彦「はしがき」、水谷雅彦／越智貢／土屋俊編『情報倫理の構築』新世社、2003 年 a。

水谷雅彦『情報の倫理学』丸善、2003 年 b。

Moor, James H. “Reason, Relativity, and Responsibility in Computer Ethics,” *Computers and Society*, 28(1), 1998.

村田潔「情報倫理という問題意識」、村田潔編『情報倫理——インターネット時代の人と組織』有斐閣、2004 年。

越智貢『『情報モラル』の教育——倫理的視点から』、越智貢／土屋俊／水谷雅彦編『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000 年。

高橋久一郎「情報の倫理性と倫理の工学化」、水谷雅彦／越智貢／土屋俊編『情報倫理の構築』新世社、2003 年。

坪井雅史「倫理の視点からみた学校の情報化」、水谷雅彦／越智貢／土屋俊編『情報倫理の構築』新世社、

2003 年。

吉田純「思想的アリーナとしての情報社会論——モダニティの徹底化と CMC 空間の意味をめぐって」、
越智貢他編『岩波 応用倫理学講義 3 情報』岩波書店、2005 年。

Effectiveness of Ethical Norms under the Circumstances of the Development of Information and Communication Technology: From the Views of Information Ethics and Risk Society Theory

<Summary>

Yuki HAGIWARA

Science and technology, including Information and Communication Technology (ICT) has developed rapidly through the process of modernization. Has this process influenced ethical norms? If so, how did the relationship between people and society change as its result? The purpose of this paper is to consider these questions from the perspective of information ethics and risk society theory in sociology.

“Information ethics” is part of the first-year curriculum at many universities in Japan. But to what degree can it be effective? Moreover, is information ethics itself really effective to solve the problems related to ICT? To discuss these questions, it is necessary to understand the background and the context of a contemporary society under the development of ICT. Risk society theory can be useful in analyzing this issue because it focuses on the characters, patterns, processes and results of modernization in relation to the effects and the side effects of science and technology.

Anthony Giddens points out that the contemporary situation is not the end of modernity or postmodernity. This situation is a result of radicalization of modernity, which is called reflexive modernization. According to him, reflexivity of modern social life consists in the fact that social practices are constantly examined and reformed in the light of incoming information about those very practices, thus constitutively altering their character. ICT is exactly a driving force

of reflexivity of modernity.

Giddens also indicates that the relationship between experts and the lay changes through a process of the shift to a risk society. The stability of the expert system is based on the unconscious trust in it, which is called faceless commitment. The interpersonal communication between experts and the lay, which Giddens calls facework commitment, supports a faceless commitment. However, people do not necessarily trust the expert system anymore in a risk society as experts cannot predict and prevent the accidents caused by science and technology. ICT is a typical example.

Ulrich Beck expects ethics to play a role in the process of decision-making in a risk society, but he does not show its necessary conditions. On the contrary, from the standpoint of information ethics, ethical norms do not function well today. Niklas Luhmann explains its reason from a sociological view. According to him, functional differentiation is a character of modernization. Each social system became independent through the process of modernization, and morality lacked the ability to control these systems. He also says that ethics cannot bridge between the decision-makers and those affected by them. Therefore, he is skeptical of the role of ethics in a risk society.

Problems of ICT and issues discussed in information ethics can be grasped in a unified way by referring to risk society theory. Although authors such as Giddens, Beck and Luhmann point out various concerns, each of them focuses on different aspects of risk society by analyzing reflexivity.